

第4次登米市男女共同参画基本計画

～だれもが生き生きと暮らせる社会を目指して～



令和3年3月
登米市

はじめに

近年、少子高齢化の進行や人口減少、ライフスタイルの多様化、地域活動の担い手不足など、社会情勢が変化していく中、私たちは様々な課題に直面しております。

このような状況の中、性別に関わりなくお互いが尊重し合い、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。



本市では、平成23年4月に「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」を施行し、平成24年3月に「第2次登米市男女共同参画基本計画」、平成27年10月には「第3次登米市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを積極的に進めてまいりました。

その結果、男女共同参画社会基本法に定められる男女の人権の尊重及び社会における制度や慣行についての配慮、家庭と仕事の両立のための意識改革の必要性については徐々に浸透してきております。

しかし、家庭や職場、地域等の中で性別による役割分担意識が依然として根強く、職場では男性を中心とした長時間労働、家庭では女性への育児や介護に対する偏った負担、地域等においては重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなど、解決しなければならない課題が多く残されています。

このような状況を踏まえ、新たな計画では「男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり」、「男女が共に参画するまちづくり」、「男女共同参画の環境を整備するまちづくり」の3つを基本方針とした各種取り組みを推進していくことを決めました。

さらに、性別に関係なく市民一人ひとりの多様な生き方を尊重し、市民、事業者、教育関係者及び市民団体との連携をより深めながら男女共同参画社会の実現に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご尽力いただいた登米市男女共同参画審議会委員をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様、ご協力いただいた関係各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

登米市長 熊谷盛廣

目 次

はじめに

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 SDGs（持続可能な開発目標）との関係・・・・・・・・・・ 2

第2章 市の現状

- 1 これまでの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 第3次基本計画の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 第4次基本計画策定の基本的な考え方

- 1 策定に当たっての視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 計画の重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 男女共同参画の推進に関する施策

- 基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり・・・・・・・・ 8
 - 基本目標1 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】・・・・ 9
 - 基本目標2 男女平等の意識改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 基本目標3 男女平等教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - 基本目標1 地域における男女共同参画の推進【重点目標】・・・・ 16
 - 基本目標2 家庭生活における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 18
 - 基本目標3 職場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・ 19
 - 基本目標4 政策・方針決定過程への女性の参画・・・・・・・・・・ 20
- 基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり・・・・・・ 21
 - 基本目標1 子育てにおける男女共同参画の推進【重点目標】・・・・ 22
 - 基本目標2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進・・・・ 23

第5章 推進体制

- 1 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 市民・各種団体・企業との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 第4次基本計画目標値一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

資料 「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」・・・・ 27

「SDGs（持続可能な開発目標）目標5及び目標16のターゲット」・・・・ 32

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

登米市では、「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」を平成23年4月に施行し、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

登米市男女共同参画基本計画は、登米市総合計画に掲げる施策の方針を具現化し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な計画として平成19年2月に策定され、その後、条例第9条に基づき、平成24年3月に第2次登米市男女共同参画基本計画、平成27年10月に第3次登米市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

これまでの取り組みにおいて、男女共同参画社会基本法に定められる男女の人権の尊重及び社会における制度や慣行についての配慮、家庭と仕事の両立のための意識改革の必要性については徐々に浸透しつつあるものの、少子高齢化の進行により、特に働く世代の減少が進むことから、あらゆる政策に男女共同参画の考えを取り入れていくことの必要性が更に高まっています。また、男性も女性も家庭と職場を両立できるよう、働く女性が活躍できる環境を整備するだけでなく、これまでの男性中心型労働慣行を変革する取り組みを進める必要があります。

このような中、第3次登米市男女共同参画基本計画の計画期間が令和2年度で終了することから、男女共同参画の重要性を改めて認識するとともに、これまでの取り組みの検証や社会情勢の変化等を踏まえ、「第4次登米市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であるとともに、条例で規定する男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき策定するものです。

また、計画の基本目標「男女間のあらゆる暴力の根絶」に関する内容を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく計画として位置づけるとともに、基本目標「職場における男女共同参画の推進」及び「政策・方針決定過程への女性の参画」に関する内容を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく推進計画と位置づけ、各施策を推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化などに合わせ、必要に応じて見直しを行います。

4 エス・ディー・ジョーズ S D G s（持続可能な開発目標）との関係

サステイナブル デベロップメント ゴールズ

2015年9月に国連で採択され、世界が合意した「S D G s : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」は、全世界の共通課題である貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「だれ一人取り残さない」世界の実現を目指すために、17の目標を設定しています。

S D G s が示す多様な目的の追求は、地方自治体が抱える課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発につながるものであり、第二次登米市総合計画におけるまちづくりの基本計画にも取り入れられています。

本計画においても「だれ一人取り残さない」持続的な社会を目指すものとしてS D G s の取り組みを推進するものです。

S D G s には17の目標に紐づく169の具体的な達成基準（ターゲット）があり、本計画と関連する主な目標は次のとおりです。



目標5 ジェンダー※1平等を実現しよう

ジェンダー※1平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



目標16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。

資料：S D G s（持続可能な開発目標）目標5及び目標16のターゲット



※1 ジェンダー：社会的、文化的につくられた性別のこと。生物学的な性別と区別するために国際的に広く使用されることになった概念

第2章 市の現状

1 これまでの取り組み

登米市では、平成19年度に「第1次登米市男女共同参画基本計画」を策定、平成23年度に「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会の実現に向けて具体的施策として展開するため、第2次登米市男女共同参画基本計画策定を経て、平成27年10月に策定された「第3次登米市男女共同参画基本計画」においては、3つの基本方針ごとに基本目標を定めるとともに、その中でも特に注力すべきものとして重点目標を定め、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。

基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり

重点目標 「男女間のあらゆる暴力の根絶」

男女間のあらゆる暴力を根絶するために、暴力は重大な人権侵害であるということを認識し、正しい知識を習得するための意識啓発及び学習機会の提供、被害者支援のための相談体制の充実等を図ってきました。

基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり

重点目標 「地域における男女共同参画の推進」

地域社会においては、性別による固定的な役割分担意識から生じる慣習等が依然として根強いことから、地域活動に男女が共に参画することの必要性や重要性について啓発を進めるとともに、女性が地域で活躍できるよう人材育成に努めてきました。

基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり

重点目標 「子育てにおける男女共同参画の推進」

男性の家事や育児等への参加について意識啓発を図るとともに、多様化する子育てのニーズに対応するため、社会全体で子育てを支援していく環境づくりと支援体制の充実を図ってきました。

2 第3次基本計画の達成状況

第3次基本計画の基本方針の達成状況を把握するため、平成30年11月に市民3,000人を対象とした「登米市男女共同参画に関する市民アンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。なお、本計画において引用しているアンケート調査結果の数値について、構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

第3次基本計画の目標値について

（単位：％）

項 目	第1次 基本計画 (H19～H23)	第2次 基本計画 (H24～H27)	第3次 基本計画 (H28～R2)	
	調査値 (H23. 1)	調査値 (H26. 3)	調査値 (H30. 11)	目標値
「基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり」				
「男女共同参画」の具体的内容の認知度	72.0	73.2	67.6	100
「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	55.5	58.1	66.1	90
DV（配偶者やパートナーからの暴力）の相談窓口の認知度	79.8	83.0	72.4	100
「基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり」・「基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり」				
家庭生活で男女の地位が平等だと思う人の割合	27.7	29.0	28.7	50
職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	21.2	24.3	22.9	50
地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	19.4	21.3	26.4	50
社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	11.8	12.1	13.3	50
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の具体的内容の認知度	33.3	36.6	47.1	50
政策・方針決定過程への女性の参画	基準日 H23. 4. 1	基準日 H27. 4. 1	基準日 R2. 4. 1	目標値
女性委員がいる審議会等の割合	66.7	80.8	75.5	100
審議会等における女性委員の登用割合	26.1	26.4	24.1	40

※1 調査値：「男女共同参画に関するアンケート」による

アンケート調査の結果、基本方針Ⅰの「男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり」では、「男女共同参画の具体的内容の認知度」が前回の調査値と比較して全体的に減少しているものの、「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識を持たない人の割合は全体的に増加傾向にあることから、「男女共同参画」という言葉を意識せずとも、男女共同参画社会基本法に定められている男女の人権尊重についての意識は浸透しつつあるものと考えられます。

しかし、「DV（配偶者やパートナーからの暴力）の相談窓口の認知度」が前回の調査値よりも減少しており、これまでもDV（配偶者やパートナーからの暴力）に関する相談・支援体制の周知啓発や、高校生を対象としたデートDV予防啓発講座等の事業推進に取り組んできたところですが、引き続き認知度を高めるための周知啓発活動に取り組む必要があります。

基本方針Ⅱの「男女が共に参画するまちづくり」及び基本方針Ⅲの「男女共同参画の環境を整備するまちづくり」では、家庭生活や職場、地域において男女の地位が平等だと思う人の割合など前回調査値よりも減少した項目もあることから、男女が平等に様々な責任を分かち合う必要性を感じながらも、行動変容に至っていないという状況にあると考えられます。その背景として、社会通念や慣習、しきたりの中で無意識のうちに、性別による差別・区別が生じている可能性があります。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度については着実に増加傾向にあります。長寿社会を迎える今般、性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができるよう、取り組みを継続していく必要があります。

政策・方針決定過程への女性の参画の推進に係る「審議会等における女性委員の登用割合」は、第1次基本計画がスタートした平成19年4月は20.6%と県平均22.0%より低いものでしたが、数値は徐々に増加していき、平成31年4月には29.4%と県平均27.7%よりも高くなっています。

また、「女性委員がいる審議会等の割合」も、平成19年4月は66.7%で県平均71.6%より低くなっていましたが、平成31年4月は82.1%と県平均80.9%より高くなりました。

しかし、委員の選任が充て職である場合が多く、多様な人材の登用が進んでいない実態であることから、政策・方針決定過程への女性の委員登用について引き続き積極的な推進を図ることが必要です。

第3章 第4次基本計画策定の基本的な考え方

1 策定に当たっての視点

第4次登米市男女共同参画基本計画は、国の制度改正や社会情勢の変化、登米市男女共同参画の施策に関する推進状況、アンケート調査の結果等から見える市の現状と今後の課題を踏まえた具体的な施策の体系をまとめるものとします。

また、基本方針及び基本目標については、本市の目指す男女共同参画の実現のための根幹となるものであることから第3次基本計画から引き継ぎます。

なお、計画の策定に当たっての視点は下記のとおりとします。

(1) 市民ニーズ等の変化への対応

平成30年度に実施したアンケート調査結果に基づき、これまでの施策に対する課題の洗い出しと市民ニーズに柔軟に対応していきます。

(2) 社会情勢の変化への対応

男女がお互いに尊重、協力し合うことで家庭と仕事を両立させ、地域づくりに参画できる環境づくりを推進することにより、人口減少・少子高齢化の進行や働き方の変化などの社会情勢の変化にも対応できる男女共同参画社会の実現を目指します。

(3) 関係法令や制度改正等への対応

男女共同参画社会基本法をはじめとした関係法令を尊重し、国や県の動向を踏まえた内容とします。

2 計画の推進

計画の推進においては、基本方針や基本目標などを定めて男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組むこととし、条例に基づき、毎年、施策の実施状況等を公表します。

3 計画の重点目標

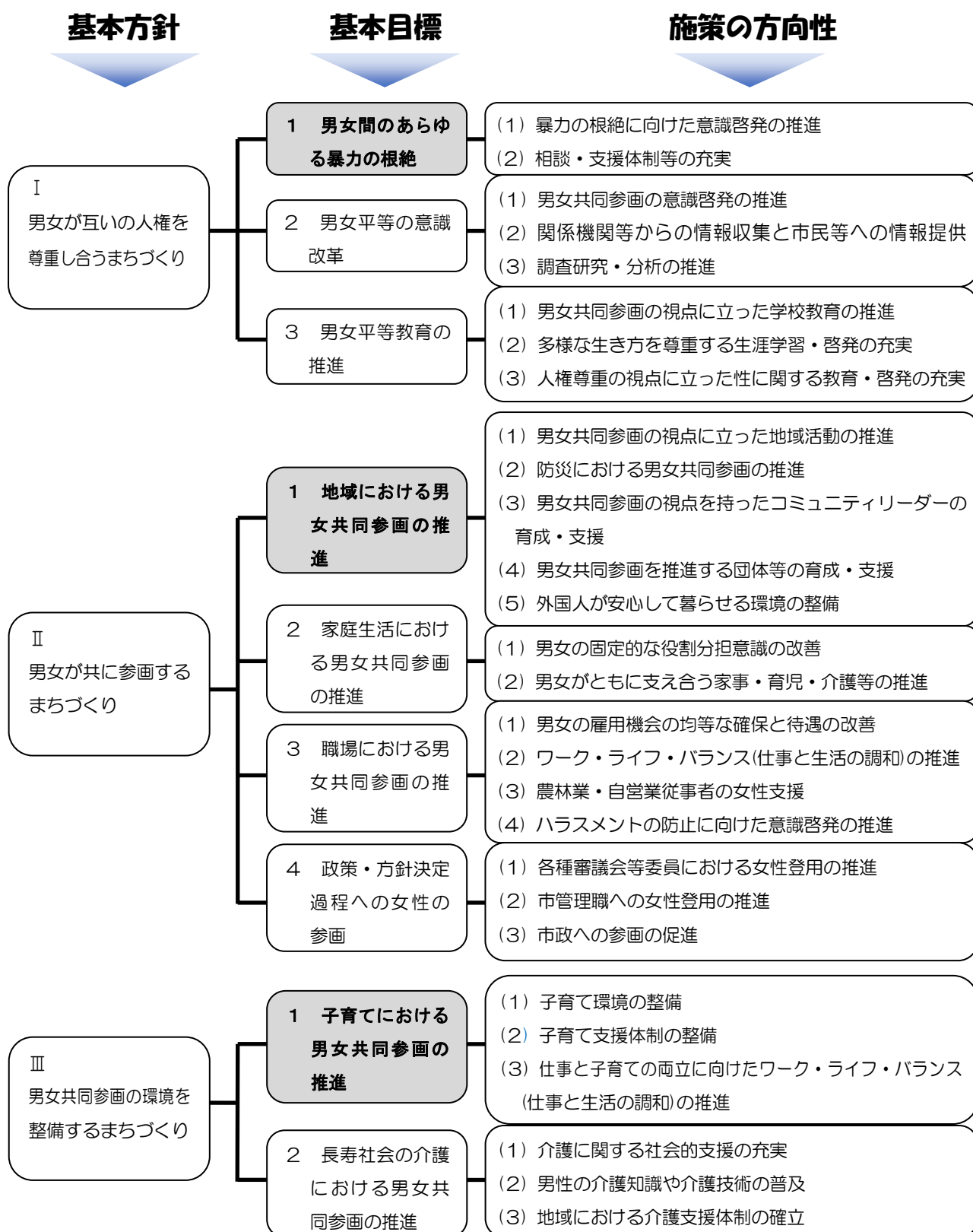
計画期間内に取り組むべき目標を次の3つとし、特に重点的に施策を展開します。

基本方針と重点目標

- I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり…「男女間のあらゆる暴力の根絶」
- II 男女が共に参画するまちづくり…「地域における男女共同参画の推進」
- III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり
…「子育てにおける男女共同参画の推進」

4 計画の体系

計画の体系は、本市の目指す男女共同参画社会実現のための根幹となるものであり、第3次基本計画の基本方針や基本目標を引き継ぎ、「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画社会」の実現に向け、これまでの取り組みを発展させながら着実な推進を図ります。



※基本計画の重点目標を太字で記載しています。

第4章 男女共同参画の推進に関する施策

基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法で定めています。

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる場で、お互いの人権を尊重し、対等な立場で責任を分かち合う社会を形成していくための意識改革を図ることが必要です。

《現状と課題》

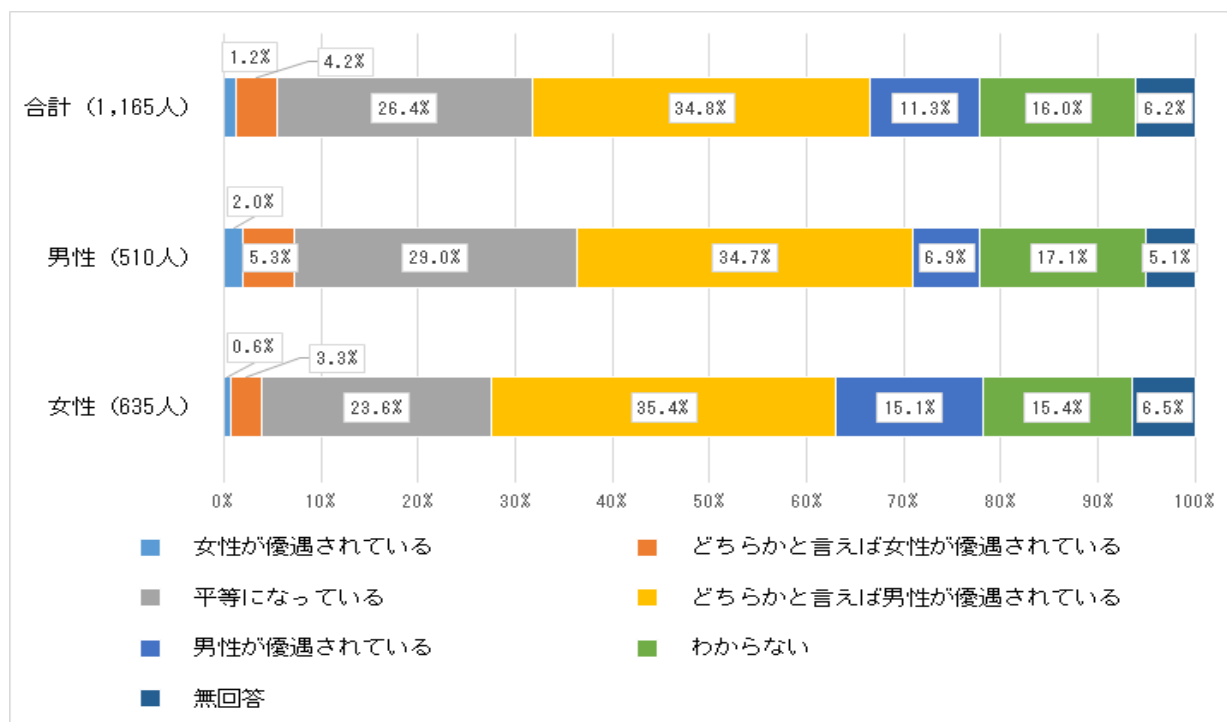
男女平等・男女共同参画の基礎となる人権尊重という観点では、性別や年齢・立場の違いや障害の有無に関わらず、すべての人が一人の人間として平等に扱われることが重要です。

アンケート調査の結果によると、「地域社会において男女の地位が平等だと思う人の割合」が26.4%と前回調査値よりも5.1ポイント増加しているものの依然として低い数値となり、男性優遇と感じる割合が高い結果となりました。これは、慣習やしきたりなどによる「男性像」「女性像」の意識が今なお残っていることが要因のひとつとして挙げられます。

このことから、家庭や職場、地域の中で「男女平等の社会」を自らの課題として捉え行動に移すため、継続的に意識改革を図る取り組みが必要です。

「地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合」

[回答者 合計 1,165 人 男性 510 人 女性 635 人 不明 20 人]



基本目標１ 男女間のあらゆる暴力の根絶 ★重点目標★

DV（配偶者やパートナーからの暴力）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題として捉えています。

アンケート調査では、DVの被害を受けたり、身近で見聞きしたことが「ある」と答えた人が36.4%と高い数値を示しましたが、DV相談窓口が、国及び県、市、警察にそれぞれあることを知っていますかという問いに対する「知っているが詳しくはわからない」の42.7%が最も多い結果となっています。

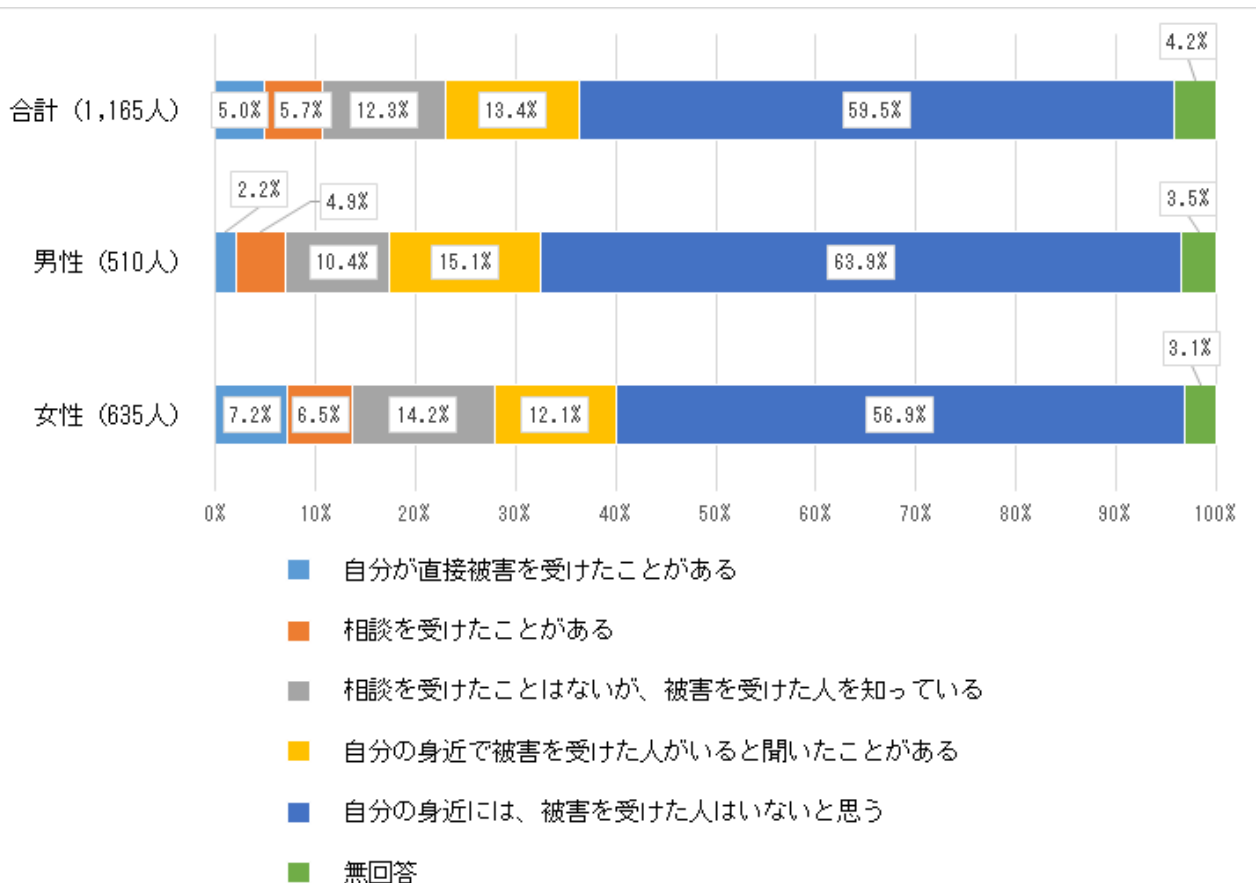
また、DVを防ぎ、被害を受けた方を支援していくためにどのようなことが必要かとの問いには「周知啓発の徹底」が31.8%と最も高く、次いで「被害者の相談窓口の増加」が26.1%であることから、相談窓口の一層の周知に努めるとともに、意識啓発のため学習機会の提供を図ります。

施策の方向性

- （１）暴力の根絶に向けた意識啓発の推進
- （２）相談・支援体制等の充実

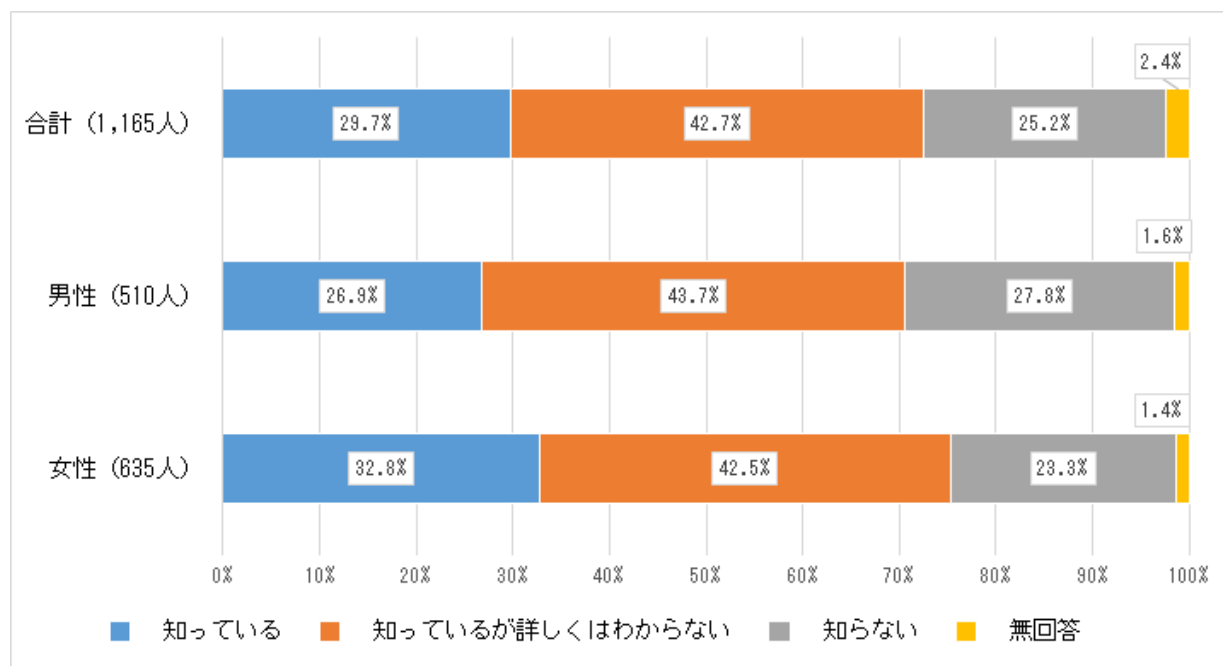
「DVの被害を受けたり、身近で見聞きしたことがありますか」

[回答者 合計 1,165 人 男性 510 人 女性 635 人 不明 20 人]



「DV相談窓口が、国及び県、市、警察にそれぞれあることを知っていますか」

[回答者 合計 1,165 人 男性 510 人 女性 635 人 不明 20 人]



「DVを防ぎ、被害を受けた方を支援していくためにどのようなことが必要だと思いますか（複数回答）」

[回答者 合計 1,165 人 男性 510 人 女性 635 人 不明 20 人] 単位：%

質 問	合 計	男 性	女 性	不 明
人権や男女平等に関する学校教育を進める	10.7	12.3	9.2	10.0
DV は人権侵害であり、犯罪となる行為であることの周知啓発の徹底	31.8	32.6	31.8	10.0
被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす	26.1	23.8	28.4	20.0
110 番したら警察官が駆けつけてくれる	7.7	8.8	6.9	0
被害から逃れた（逃れようとする）方が、住むところや仕事などについて相談できる専門機関の設置	9.4	7.9	11.0	0
被害から逃れた方が経済的に自立するための住居の提供や、就業支援及び資金貸与	6.1	5.7	6.6	0
（トラブルを抱えた夫婦間・恋人間の）子どものことについて相談したり、一時的に預かったりしてくれる体制等の整備	1.9	2.2	1.7	0
加害者に対するカウンセリングやサポートを進める	2.1	2.4	1.9	0
その他	0.9	1.5	0.3	5.0
無回答	3.3	2.8	2.2	55.0
合計	100	100	100	100

基本目標２ 男女平等の意識改革

慣習やしきたりによる「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担意識に基づく行動を変えることは容易ではありません。

アンケート調査では、男は仕事、女は家庭という考え方について「そう思わない」または「どちらとも言えばそう思わない」という人が全体で 66.1%を占めました。

しかし、「社会全体として男女の地位は平等になっていると思うか」という設問に対し、「男性が優遇されている」または「どちらかと言えば男性が優遇されている」と答えた人が 61.7%と最も高い割合になっています。

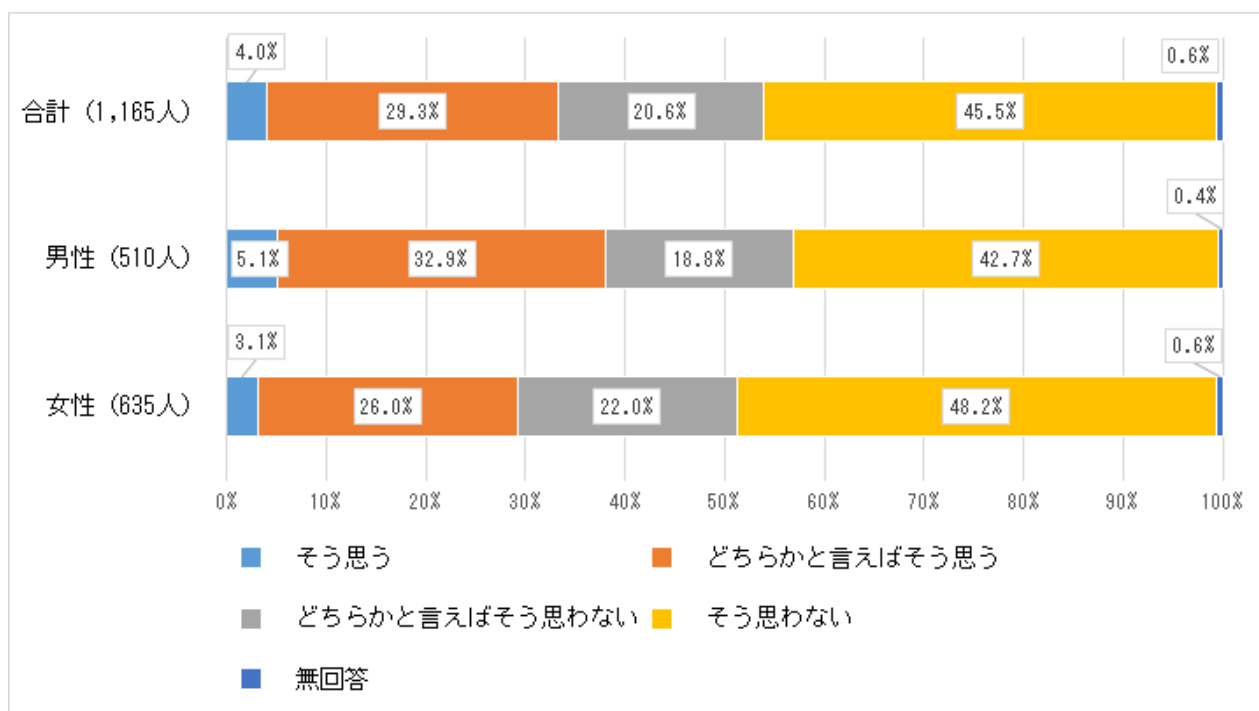
このことから、男女共同参画社会の意義について理解を深め、行動変容に繋げることができるような意識啓発の推進を図ります。

施策の方向性

- (１) 男女共同参画の意識啓発の推進
- (２) 関係機関等からの情報収集と市民等への情報提供
- (３) 調査研究・分析の推進

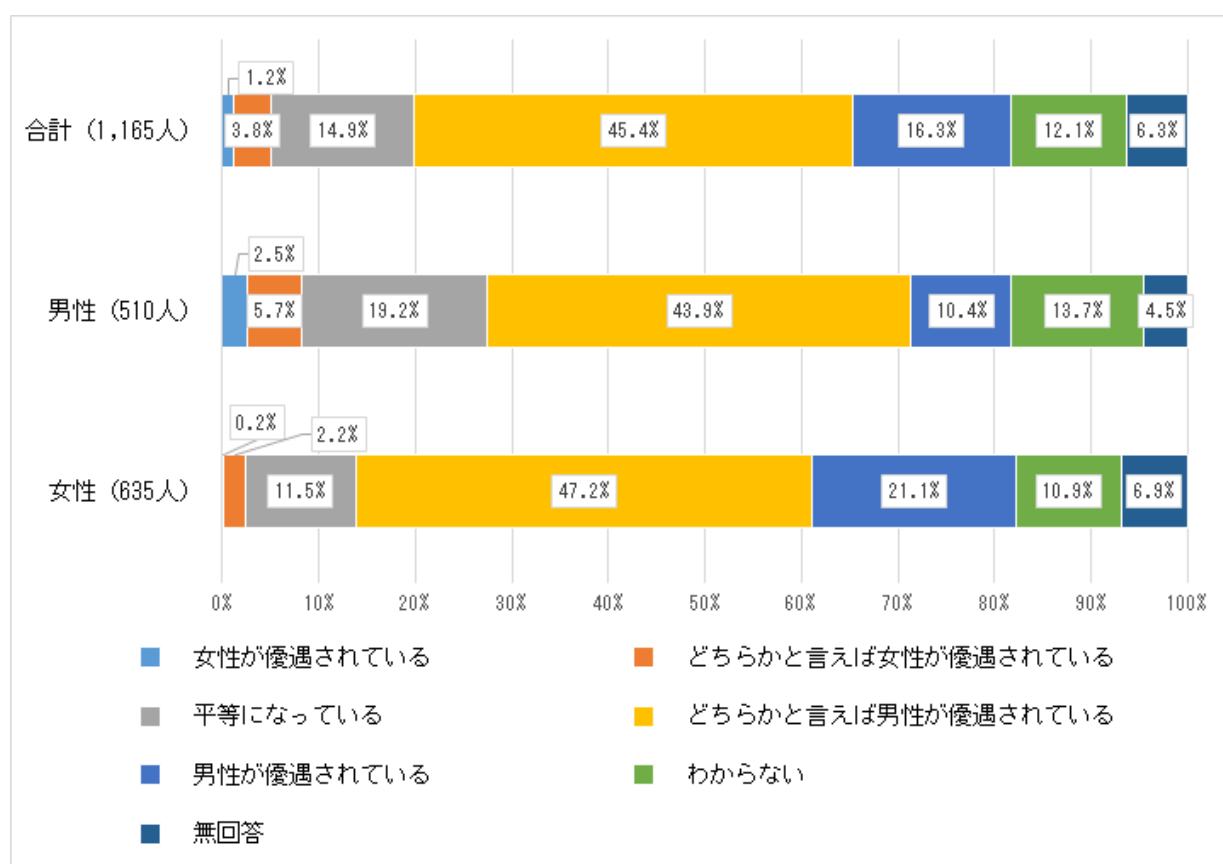
「男は仕事、女は家庭という考え方についてどう思いますか」

[回答者 合計 1,165 人 男性 510 人 女 635 人 不明 20 人]



「あなたは社会全体として男女の地位は平等になっていると思いますか」

[回答者合計 1,165人 男性 510人 女性 635人 不明 20人]



基本目標３ 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識を持つことが必要です。

アンケート調査では、教育現場の中で男女の地位が「平等になっている」と感じている人が44.1%と最も多い結果となっており、教育現場における意識啓発については着実に浸透していると考えられます。

今後は、新たに性別にとらわれない多様な生き方を尊重する教育を施策に加え、人権尊重の視点に立った性に関する正しい教育とともに意識啓発の推進を図ります。

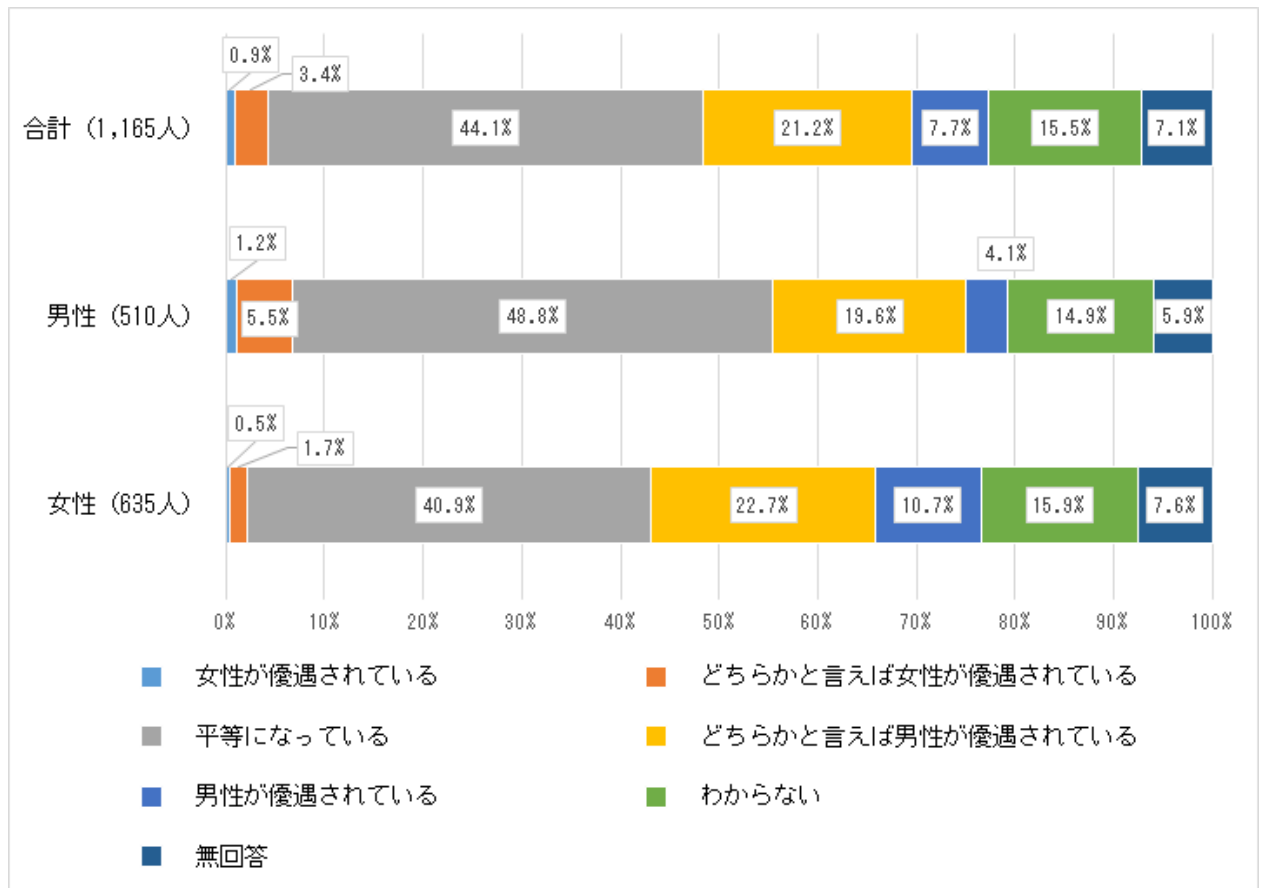
施策の方向性

- (１) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- (２) 多様な生き方を尊重する生涯学習・啓発の充実
- (３) 人権尊重の視点に立った性に関する教育・啓発の充実

「あなたは教育の場で男女の地位は平等になっていると思いますか」

[回答者合計 1,165人 男性 510人 女性 635人 不明 20人]

[全体]



「各分野における男女の平等について」

[回答者合計 1,165 人 男性 510 人 女性 635 人 不明 20 人]単位：％

分野	平等になっている				内閣府調査
	区分	今回調査 H30. 11	前回調査 H26. 3	比較差	R1. 9
家庭の中で	男性	32. 7	36. 0	-3. 3	52. 7
	女性	25. 5	23. 6	1. 9	39. 1
	総計	28. 7	29. 0	-0. 3	45. 5
職場の中で	男性	24. 3	25. 8	-1. 5	33. 3
	女性	21. 9	23. 4	-1. 5	28. 4
	総計	22. 9	24. 3	-1. 4	30. 7
地域の中で	男性	29. 0	26. 9	2. 1	47. 4
	女性	23. 6	17. 3	6. 3	45. 7
	総計	26. 4	21. 3	5. 1	46. 5
しきたりや慣習で	男性	15. 3	17. 2	-1. 9	25
	女性	11. 8	8. 2	3. 6	20. 5
	総計	13. 3	12. 1	1. 2	22. 6
法律や制度の上で	男性	39. 4	38. 0	1. 4	46. 8
	女性	22. 2	23. 6	-1. 4	33. 3
	総計	29. 6	29. 7	-0. 1	39. 7
政治の場で	男性	18. 6	25. 2	-6. 6	18. 3
	女性	7. 7	12. 8	-5. 1	11
	総計	12. 7	18. 1	-5. 4	14. 4
教育の場で	男性	48. 8	58. 4	-9. 6	62. 8
	女性	40. 9	42. 9	-2	59. 8
	総計	44. 1	49. 5	-5. 4	61. 2
社会全体として	男性	19. 2	21. 6	-2. 4	24. 5
	女性	11. 5	11. 4	0. 1	18. 4
	総計	14. 9	15. 7	-0. 8	21. 2

※出典 「男女共同参画社会に関する世論調査報告書」内閣府 令和元年9月調査

基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり

男女が共に社会のあらゆる場に参画していくためには、家庭や仕事、地域においてバランスよく活動できる環境づくりが必要です。

少子高齢化が進行する中で、仕事と育児、介護を両立できるようにすることは、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくうえでも重要です。

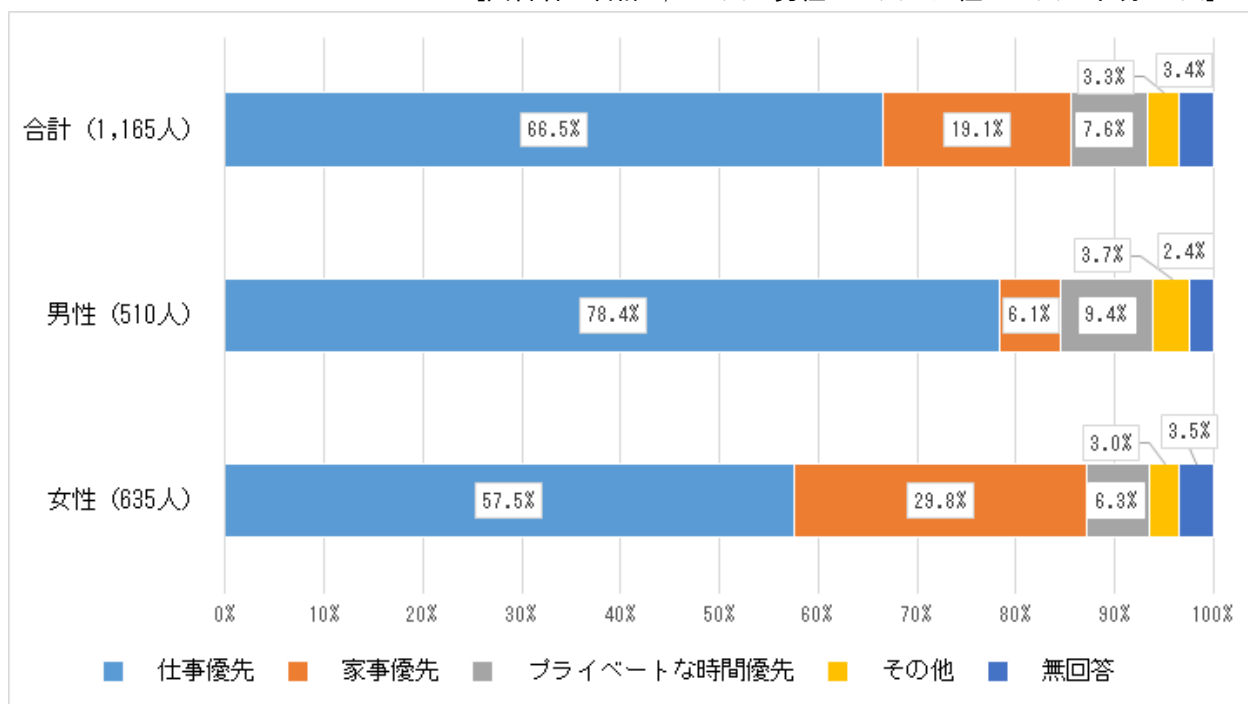
《現状と課題》

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、家庭や仕事、地域においてバランスよく活動できる環境づくりが必要ですが、現状として、仕事と家事、プライベートな時間のうち、優先度が高いのは仕事とする人が66.5%となっています。特に男性では仕事を優先する人が78.4%と8割近くに上っており、仕事を生活の中心と考えている人の割合が多いことが分かります。

こうした状況は、家庭や職場、地域における男女共同参画の実現を妨げている一因でもあり、あらゆる社会活動に男女が共に参画していくためにも、男性に期待されている仕事の在り方や男性自身の仕事への向き合い方の変革と併せて、一人ひとりが意識して行動する重要性を啓発する取り組みが必要です。

「生活の中での、仕事・家事（育児・介護等）・プライベートな時間（趣味等）の優先度についてお答えください」

〔回答者 合計 1,165 人 男性 510 人 女性 635 人 不明 20 人〕



基本目標 1 地域における男女共同参画の推進 ★重点目標★

多くの地域において少子高齢化が進行し、それに伴う急速な人口減少という厳しい現実、地域活動の担い手不足等、地域を維持していくための課題を多く抱えているところです。

アンケート調査では、コミュニティ及び自治会等の地域活動の場に女性の参画が少ない理由として、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」が全体で 35.1%と一番多い結果となっています。

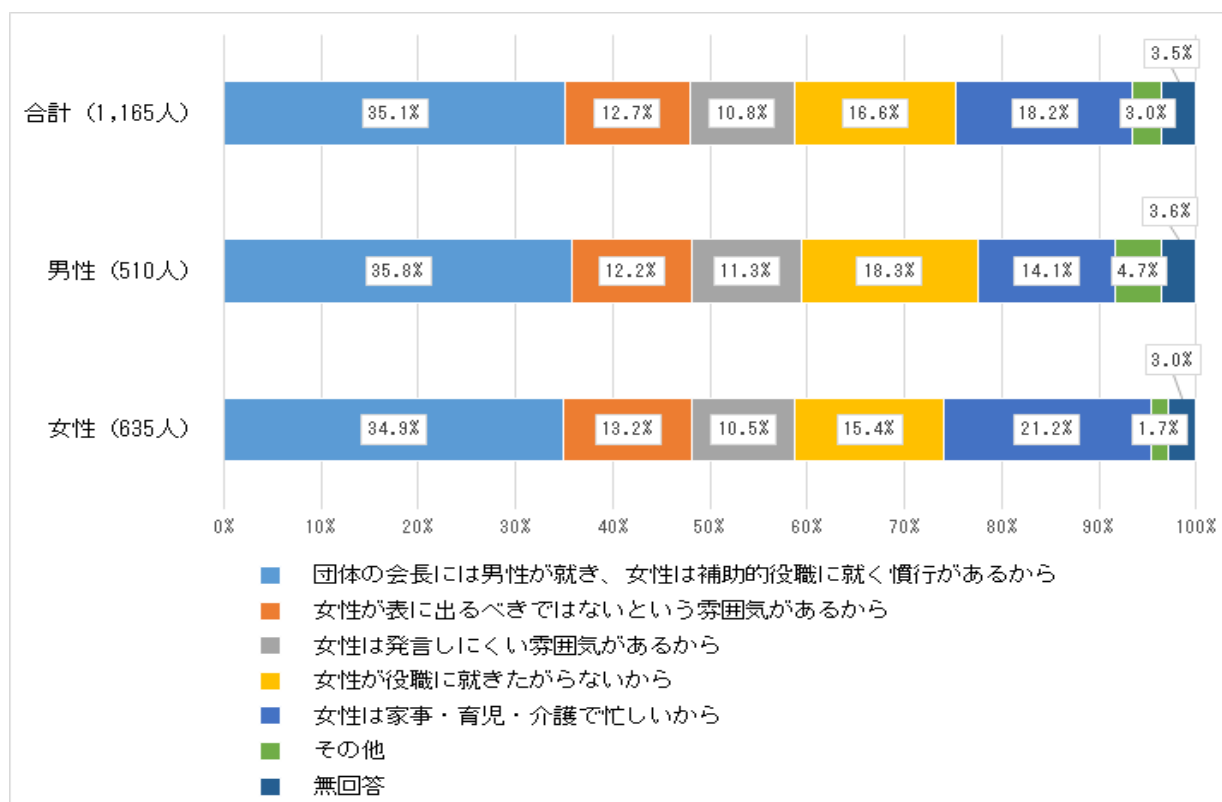
また、地域において男女共同参画を進めていくために必要なことは、「地域に対する普及・啓発等の働きかけの推進」、「男女共同参画が進んでいる地域の情報提供」が合わせて 64.0%と、地域内における意識改革を望む声が多いことから、地域を維持していくために男女が共に活動に参画することの必要性や重要性について意識啓発を図るとともに、先進地の取り組み等についても情報提供の推進を図ります。

施策の方向性

- (1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
- (2) 防災における男女共同参画の推進
- (3) 男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援
- (4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援
- (5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備

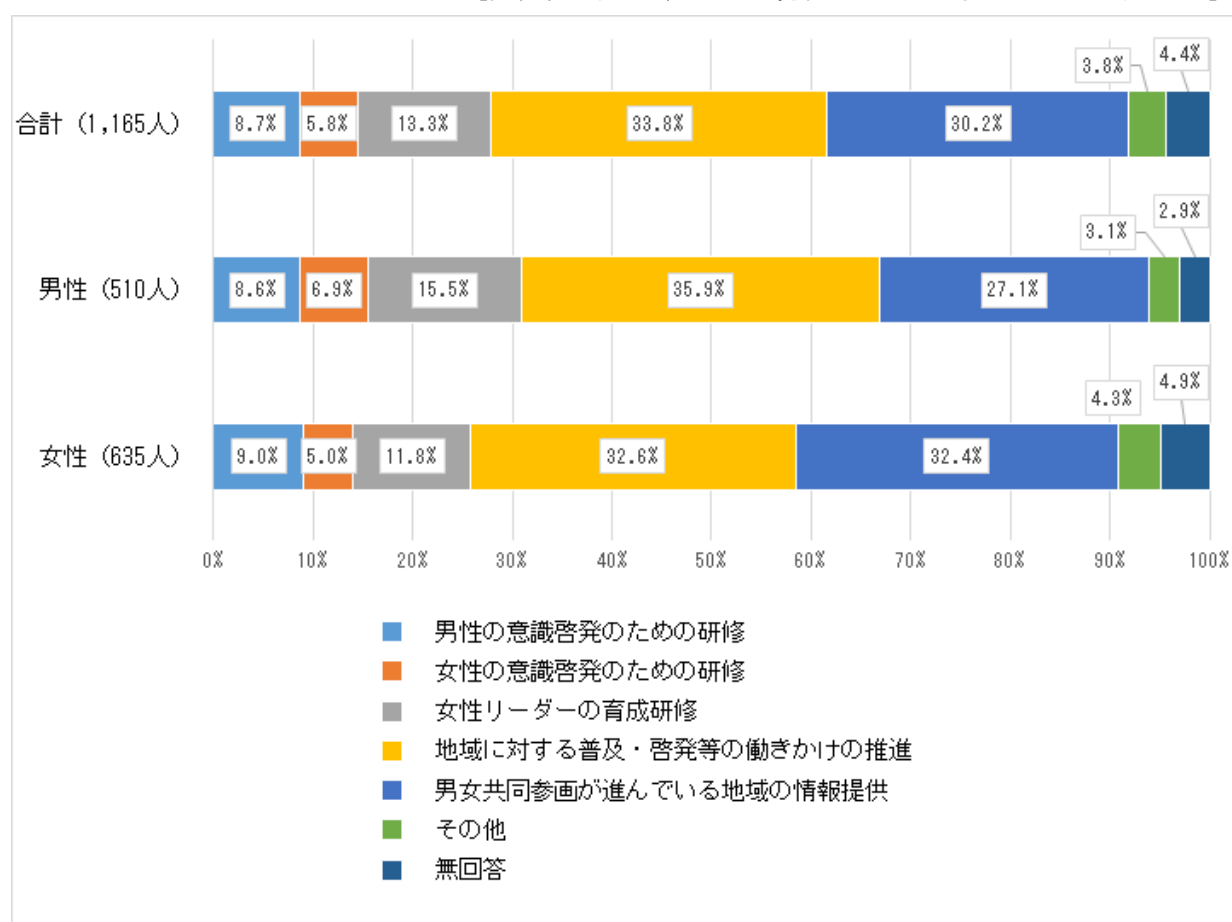
「コミュニティや行政区などの地域活動の方針決定の場に、女性の参画が少ないのはなぜだと思いますか（複数回答）」

[回答者 合計 1,165 人 男性 510 人 女性 635 人 不明 20 人]



「地域において男女共同参画を進めていくためには、どのようなことが必要だと思いますか」

[回答者 合計 1,165 人 男性 510 人 女性 635 人 不明 20 人]



基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の推進

性別による固定的な役割分担意識や社会に根付いている性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行から、家庭における家事や育児、介護等が女性の仕事とされる意識の中で、女性にかかる負担が大きくなっています。

アンケート調査では、家事に関わる1日当たりの時間について、57.2%の男性が「していない」、「30分未満」としており、女性の46.0%が2時間以上としているのに対し、大きく差が開いています。

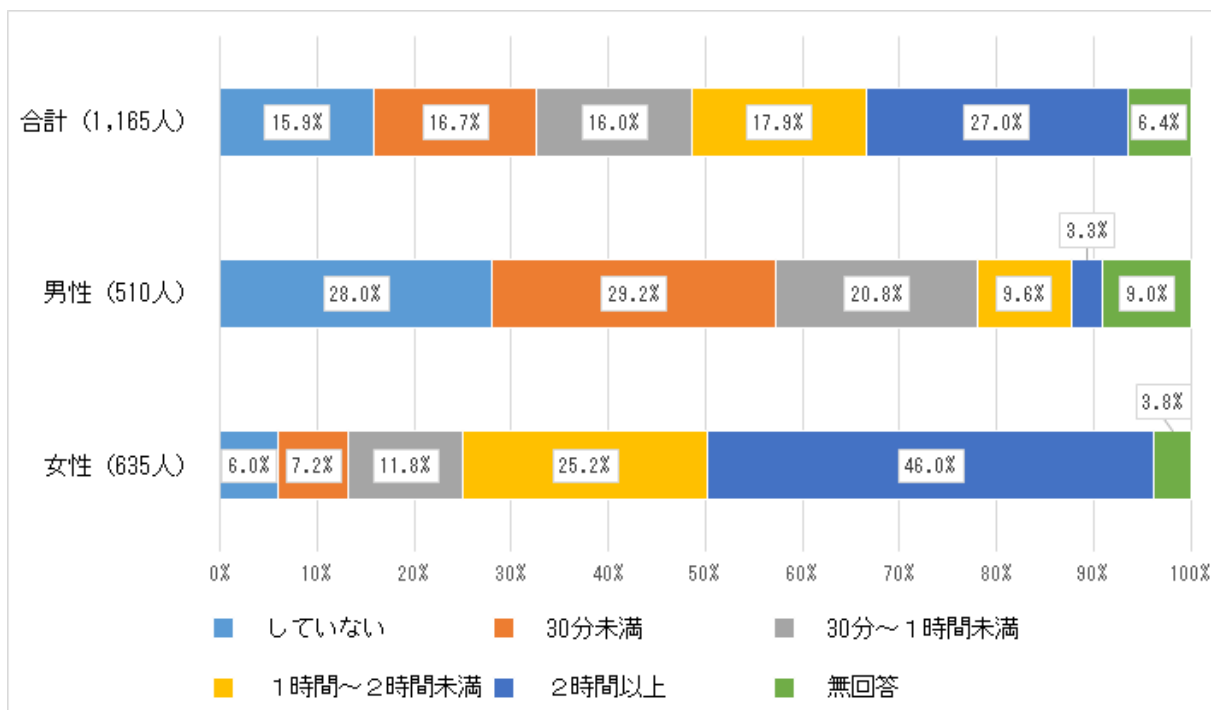
こうした状況から、男女がともに家事及び育児、介護等を支え合い、家庭生活と社会活動の両立を図れるよう、性別による固定的な役割分担意識の改善に向けた取り組みを推進します。

施策の方向性

- (1) 男女の固定的な役割分担意識の改善
- (2) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の推進

「あなたの家事に関わる時間は1日当たり、どのくらいですか」

〔回答者 合計 1,165 人 男性 510 人 女性 635 人 不明 20 人〕



(参考)

全国平均値：男女別の家事関連時間※1（週全体平均）

男性平均 44 分、女性平均 3 時間 28 分

※1 「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」時間の計

※出典 「平成 28 年社会生活基本調査-生活時間に関する結果-結果の概要」 総務省統計局 平成 29 年

基本目標3 職場における男女共同参画の推進

固定的な役割分担意識に加え、長時間勤務が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働環境が、女性が職場において活躍する場が少ないことの要因のひとつと考えられています。

アンケート調査では、「管理職に昇進できるのであれば、昇進したいと思いますか」に対し、61.8%の女性が「どちらかといえば昇進したくない」「昇進したくない」と答えています。

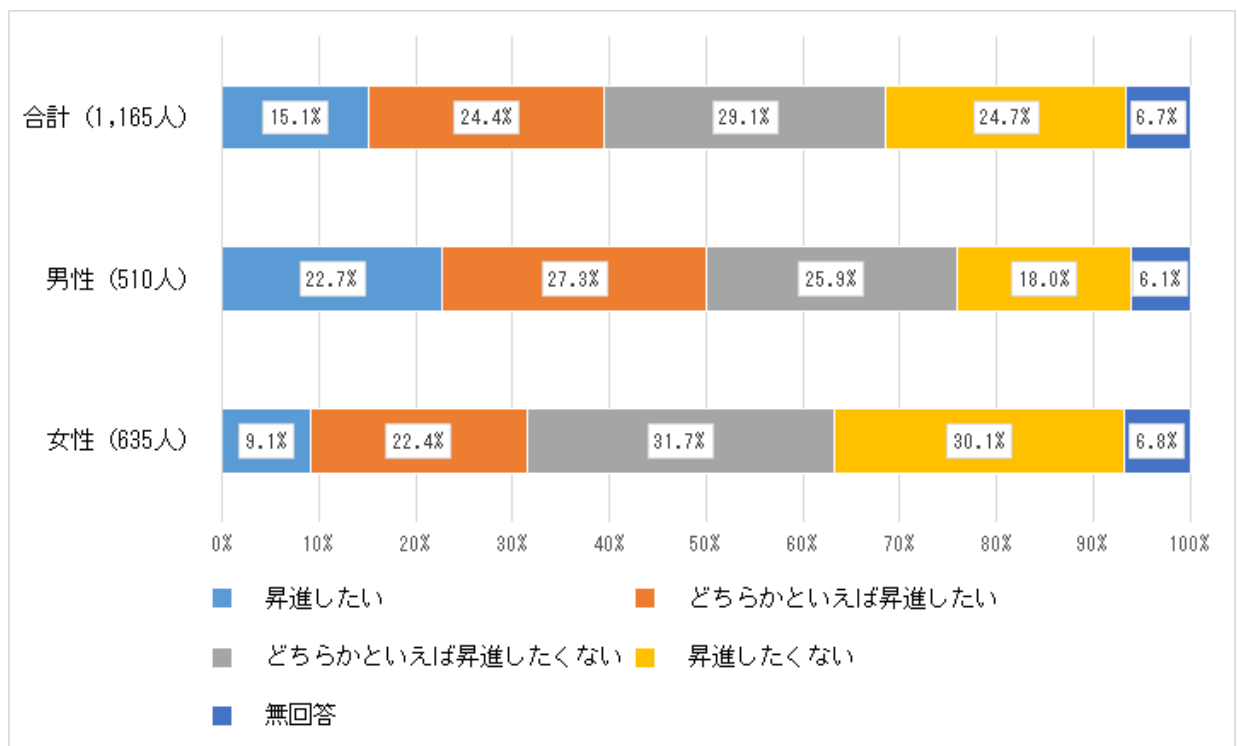
このことから、自分の能力を発揮して働きたい女性が活躍でき、男性も女性も個々の事情や仕事の内容に応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取り組みを推進します。

施策の方向性

- (1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- (3) 農林業・自営業従事者の女性支援
- (4) ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進

「あなたは、管理職に昇進できるのであれば、昇進したいと思いますか」

[回答者 合計 1,165 人 男性 510 人 女性 635 人 不明 20 人]



基本目標 4 政策・方針決定過程への女性の参画

男女が政策・方針決定過程に積極的に参画し、多様な意見が公平・公正に反映され、均等に利益を得ることが重要であり、そうした機会を確保することは、男女共同参画を推進していく上で重要な課題となっています。

このことから、本市における審議会や委員会等について、女性参画の拡大を推進します。

施策の方向性

- (1) 各種審議会等委員における女性登用の推進
- (2) 市管理職への女性登用の推進
- (3) 市政への参画の促進

政策・方針決定過程への女性の登用状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在) 単位：％

No.	項 目		登米市	宮城県平均
1	女性議員の割合		11.5	11.7
2	市役所の女性職員の割合	管理職	26.5	20.4
		うち一般行政職	6.3	14.7
		管理職以外の職員	48.3	47.9
		総 計	45.4	44.9
3	市立小中学校 P T A 会長への女性の就任状況	小学校	18.2	23.5
		中学校	20.0	23.1
4	公民館長への女性の就任状況		0	5.1
5	自治会長への女性の就任状況		0.3	4.8
6	女性委員がいる審議会等の割合		82.1	80.9
7	審議会等における女性委員の登用割合		29.4	27.7

基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり

家族や地域を取り巻く状況は、核家族化の進行や単身世帯の増加などにより大きく変化しており、生活形態も多様化しています。

その半面、育児・介護等では、性別による固定的な役割分担意識により、負担が女性に偏る傾向があることも事実です。

このようなことから、育児・介護等への男女の平等な参画のための環境づくりが求められています。

《現状と課題》

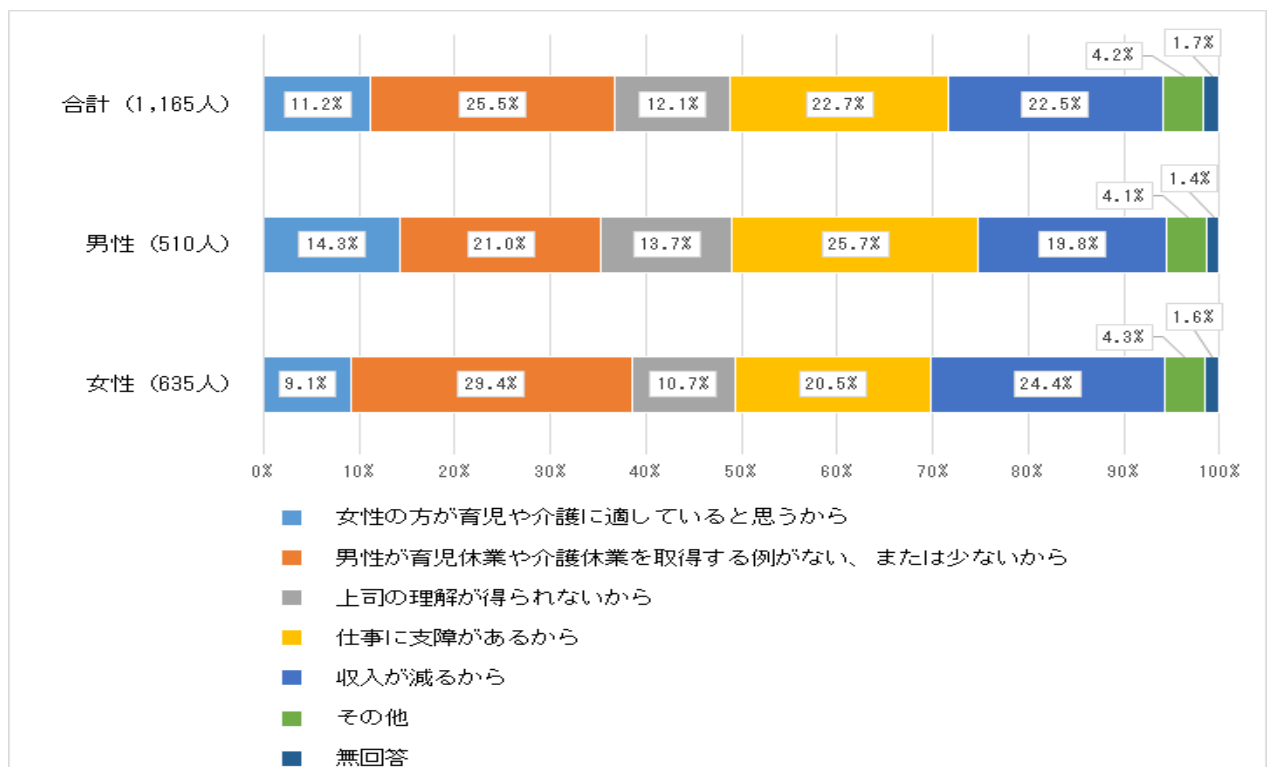
男女共同参画社会の実現のためには、性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備が必要ですが、性別による固定的な役割分担意識や無意識のうちの性別による差別・区別が存在しているのが現状となっています。

また、職場において「男性が育児休業や介護休業を取得できない、取得しない理由」として、男性が各種休業制度を取得する前例がないことや仕事への支障、上司の理解がないなど、職場環境を理由とする割合が60.3%にも上り、社会制度が男女平等に行き届いているとはいえない状況となっています。

こういった状況の中、全国的に、男女とも仕事時間と家事・育児時間を合わせた総労働時間は長く、時間的にはすでに限界まで「労働」しているという傾向にあることから、個人の働き方やライフコースの変化、家族形態の多様化を踏まえながら、働く意欲のある全ての人々が能力を十分に発揮できるよう、また、様々な施策の効果が必要としている方に適切に届くよう、育児や介護といった支援基盤の整備を推進していく必要があります。

「男性が育児休業や介護休業を取得できない、または取得しない理由をどう考えますか」

[回答者合計 1,165人 男性 510人 女性 635人 不明 20人]



基本目標１ 子育てにおける男女共同参画の推進 ★重点目標★

アンケート調査では、働きたい女性が出産・子育て・介護などにより、就業を中断することなく継続していくために必要なこととして、21.3%の人が「育児や介護のための施設・サービスの拡大」としています。

また、「男性の家事・育児・介護などへの理解と協力」と答えた人が18.0%だったことから、女性に対する子育ての役割分担意識は大きく、仕事に就くことによって家庭生活における女性の負担が増加しているといえます。

このことから、男性の意識改革を含め、社会全体で子育てを支援していく環境づくりと支援体制の充実を図ります。

施策の方向性

- (１) 子育て環境の整備
- (２) 子育て支援体制の整備
- (３) 仕事と子育ての両立に向けたワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

「働きたい女性が、出産・子育て・介護などにより就業を中断することなく継続していくためには、どのような環境整備が必要だと思いますか」

[回答者合計 1,165 人 男性 510 人 女性 635 人 不明 20 人]単位：%

質 問	合 計	男 性	女 性	不 明
育児や介護のための施設・サービスの拡大	21.3	21.5	21.3	15.1
男性の家事・育児・介護などへの理解と協力	18.0	17.2	18.5	18.9
長時間労働慣行の是正	8.0	8.7	7.3	15.1
週休2日制やフレックスタイムなどの柔軟な勤務形態	15.5	14.5	16.3	9.4
育児休業・介護休業制度の普及・促進	17.9	18.6	17.3	22.6
雇用・労働条件での女性差別をなくす	10.7	10.2	11.2	7.5
能力開発や技術習得のための講座・研修会の実施	3.4	3.4	3.5	0
これから起業しようとする人への支援の充実	3.1	3.2	3.0	3.8
特に条件整備は必要ない	0.6	1.0	0.3	0
その他	0.9	1.0	0.7	3.8
無回答	0.6	0.6	0.6	3.8
合計	100	100	100	100

基本目標２ 長寿社会の介護における男女共同参画の推進

家族形態の多様化によって、家族と一緒に暮らす老後の形態が変化しつつあり、アンケート調査の結果では、自分自身が介護を必要とする時は、介護保険制度や施設利用を希望する人が全体で70.3%にも上っています。

また、配偶者が世話をすることを希望する男性が、女性の6.5%に対し16.7%と高い数値となっていますが、家族形態の多様化により、全国的に男性の介護者が増加してきているのが現状です。

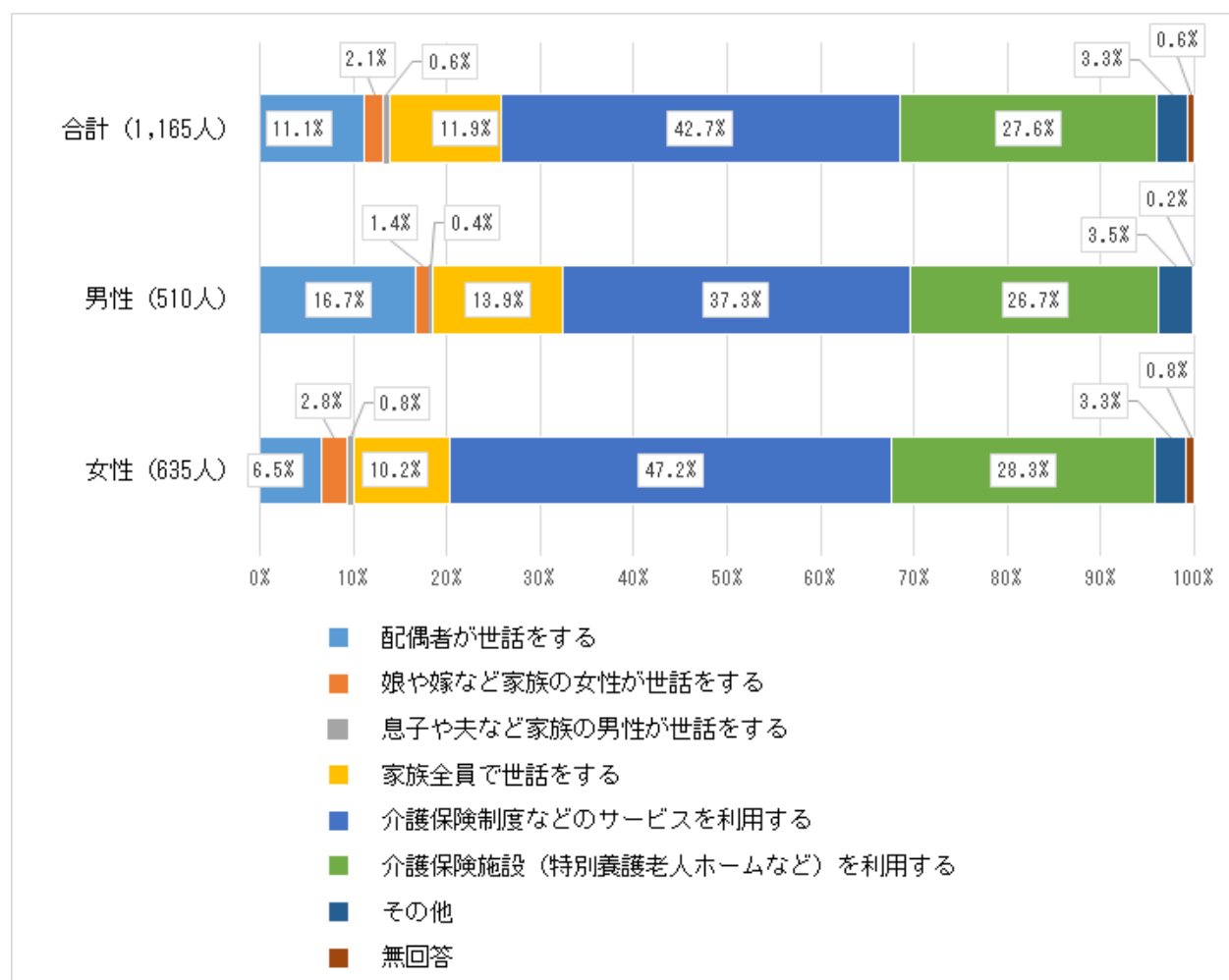
このことから、介護サービス及び制度の充実とともに、男性の介護知識や介護技術習得の機会と意識改革の推進を図ります。

施策の方向性

- (１) 介護に関する社会的支援の充実
- (２) 男性の介護知識や介護技術の普及
- (３) 地域における介護支援体制の確立

「あなたは、あなた自身に介護が必要になった時、身の回りの世話は次のどの形を希望しますか」

[回答者合計 1,165人 男性 510人 女性 635人 不明 20人]



第5章 推進体制

1 推進体制の整備

男女共同参画社会を実現するためには、市、市民、事業者、教育関係者、市民団体などのすべての人々や組織が、協働の意識をもって取り組んでいく必要があります。

そのため、各分野にわたる施策の総合的かつ効果的な推進を図るための体制の整備を図ります。

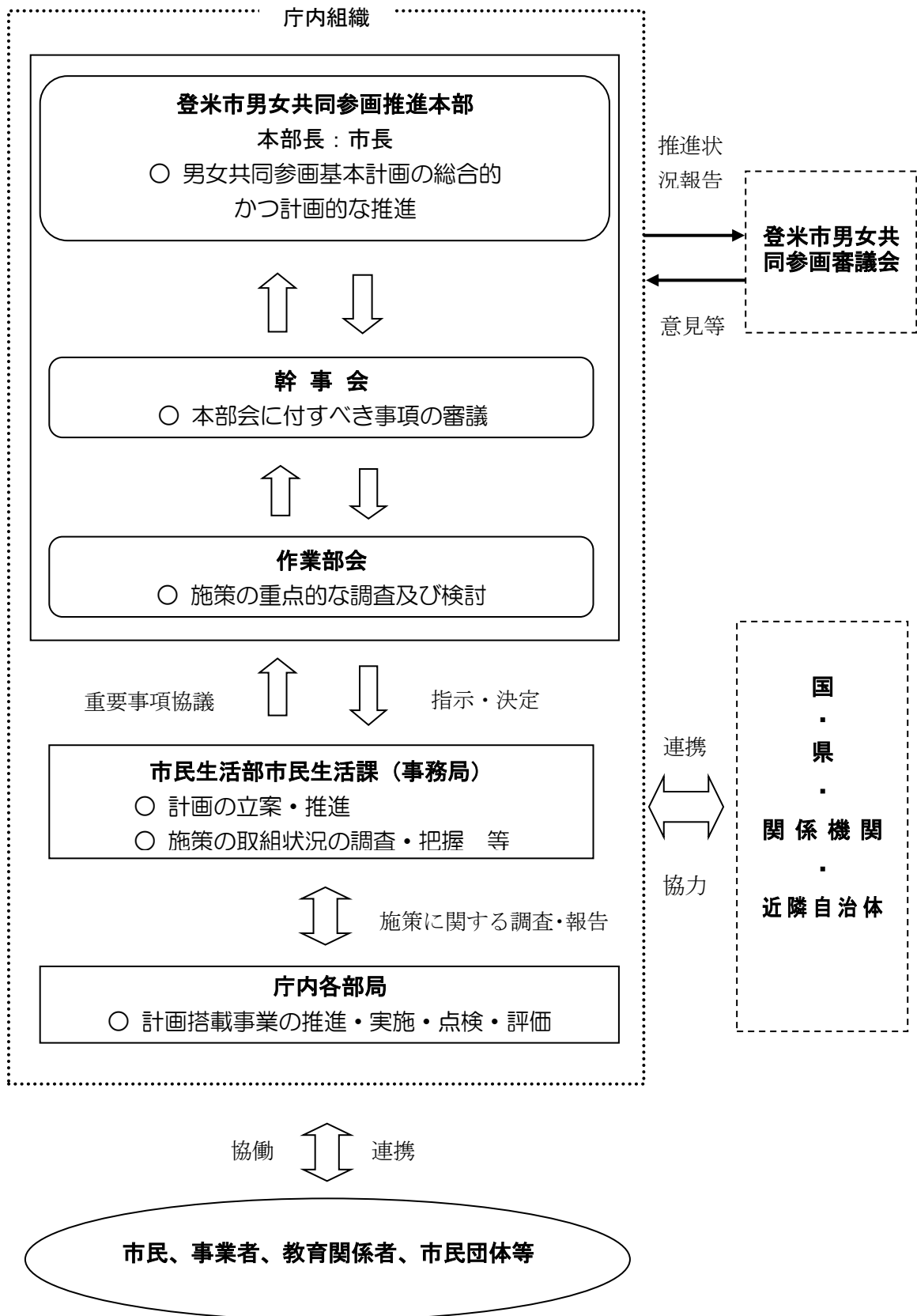
(1) 登米市男女共同参画審議会

条例に基づき、市民などで構成する登米市男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画の推進に関する調査・審議を行うとともに、施策の推進のための助言を受けるものとします。

(2) 登米市男女共同参画推進本部

この基本計画は、条例に基づき、男女共同参画推進に関する施策の方向性と具体的な取り組みを示すものであり、その施策は庁内のあらゆる分野に及んでいることから、男女共同参画推進本部において各部局の連携や調整を図り、男女共同参画の視点に立った施策を推進します。

(3) 推進体制のイメージ



2 市民・各種団体・企業との連携

男女共同参画社会を実現するためには、市と市民・各種団体・企業等との連携による取り組みを進める必要があります。そのため、基本計画に定めた内容を周知していくとともに、それぞれの立場で男女共同参画の趣旨を理解し、主体的に取り組めるよう、情報の共有に努めます。

また、男女共同参画に関する施策は、分野ごとにそれぞれ単独で完結するものではなく、相互に関連し合うものであることから、地域や職場などにおける男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

3 目標値一覧

主な施策の推進状況を把握するため、その目標値を次のとおりとします。

項 目	目標値 (%)	現況値 (H30.11) (%) ※1
基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり		
「男女共同参画」の具体的内容の認知度	100	67.6
「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	90	66.1
DV（配偶者やパートナーからの暴力）の相談窓口の認知度	100	72.4
基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり		
基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり		
家庭生活で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	28.7
職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	22.9
地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	50	26.4
社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	50	13.3
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の具体的内容の認知度	60	47.1
市の審議会等のうち女性委員がいる審議会等の割合 ※2	100	(R2.4.1) 75.5
市の審議会等の全委員に占める女性委員の割合 ※2	40	(R2.4.1) 24.1

※1 現況値：平成30年11月実施の「男女共同参画に関するアンケート」による数値

※2 審議会等の範囲：条例・規則・要綱・要領で定める審議会、委員会、協議会等

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 18 条）

第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第 19 条—第 21 条）

第 4 章 男女共同参画審議会（第 22 条—第 25 条）

第 5 章 雑則（第 26 条）

附則

私たちは、豊かな水辺空間と肥よくな耕土が広がる登米市で、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。

しかし、家庭や職場、地域の中で、男女の固定的な役割分担意識や社会慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなどを改めていかなければなりません。また、あらゆる暴力を禁止する取組の必要性など、人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

さらに、私たちを取りまく社会経済情勢は、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急激で多様な変化が続いており、これらの変化に対応し、だれもが生き生きと暮らせる登米市を築くため、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、市及び市民、事業者、教育関係者又は市民団体の協働のもと、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、登米市（以下「市」といいます。）、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め計画的に推進することにより、だれもが生き生きと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画するための機会を提供することをいいます。
- (3) 市民 次のいずれかに該当する人をいいます。
 - ア 市内に居住する人
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人
 - ウ 市内の学校に在学する人

エ 市内に滞在する人

- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。
- (6) 市民団体 さまざまな分野において、より多くの人が豊かに生活できることを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体又は自治会等をいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与え、職場などの生活環境を害することをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間において身体的又は精神的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。
- (10) 協働 共通の目標を達成するために、互いの信頼関係のもと、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての人権が尊重され、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、国籍にかかわらず個人として尊重されることです。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されることです。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。
- (5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。
- (6) 暴力的行為（身体的又は精神的苦痛を与える行為をいいます。以下同じです。）の根絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持たなければならないことです。
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。
- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がい者を有する人又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が目指す理想の一つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同じです。）を総合的に策定し、実施しなければなりません。

- 2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。
- 4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民、事業者、教育関係者及び市民団体（以下「市民等」といいます。）との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければなりません。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。

- 2 市民は、市又は事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動の実施に当たっては、市、事業者、教育関係者及び市民団体との協働により行うよう努めます。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めます。

- 2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めます。
- 3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は他の事業者及び市民が実施する事業活動に協力するよう努めます。

（教育関係者の責務）

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

（市民団体の責務）

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定に当たっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（計画の策定）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき、基本的な計画（以下「計画」といいます。）を策定します。

- 2 市長は、計画の策定及び変更に当たっては、第22条に規定する登米市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。
- 3 市長は、計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

（推進体制の整備等）

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

- 2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に必要な環境整備に努めます。

（市民等の理解を深めるための措置）

第11条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

2 市は、男女共同参画推進の人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。

(事業者が行う活動への支援)

第 12 条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めます。

(教育の分野における措置)

第 13 条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識づくり、個性及び能力の育成、男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。

(家族経営的な農林業及び商工業等の分野における措置)

第 14 条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるための必要な措置を講じるよう努めます。

(仕事及び生活の両立支援)

第 15 条 市は、家族を構成する男女が、共に仕事、子育て、介護等で家族的責任を果たすことができ、その他の家庭生活、地域等における活動の両立を可能とするため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うよう努めます。

(政策の立案及び決定への共同参画)

第 16 条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう、市民等と協力し、必要な措置を講じるよう努めます。

2 市は、各種委員会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、男女の均等な登用に努めます。

3 市は、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保します。

(実施状況等の公表)

第 17 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表します。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第 18 条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができます。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応しなければなりません。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、登米市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止等)

第 19 条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(性別による権利侵害に関する相談体制の整備等)

第 20 条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うため必要な相談体制を整備します。

2 市は、前条に関する相談に関して、関係機関と連携し、適切かつ迅速に必要な支援を行います。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 21 条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセ

クシユアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行ってはなりません。

第4章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、登米市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

(1) 第9条第2項に規定する事項

(2) 第18条第2項に規定する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第23条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する人

(2) 関係団体の推薦を受けた人

(3) 公募により選任を受けた人

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決定します。

4 会長は、必要があると認めたときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

○ SDGs（持続可能な開発目標）目標5及び目標16のターゲット

5 ジェンダー平等を 実現しよう 	目標5 ジェンダー平等を実現しよう
5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制的結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	

16 平和と公正を すべての人に 	16 平和と公正をすべての人に
16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。 16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。 16.9 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	

登米市市民生活部市民生活課

〒987-0446

宮城県登米市南方町新高石浦130番地

電話：0220-58-2118

FAX：0220-58-3345

E-mail：simin@city.tome.miyagi.jp

令和3年3月